

議案第 4 0 号

史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について

史跡米子城跡整備検討委員会設置要綱第 3 条の規定により、史跡米子城跡整備検討委員会委員を次のとおり委嘱する。

令和 6 年 8 月 2 2 日

米子市教育委員会

1 委員の任期 令和 6 年 8 月 2 2 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
まちづくり	倉敷 卓	米子市就将公民館・館長	新任
まちづくり	植田 和年	米子市就将公民館・前館長	退任

議案第 4 1 号

米子市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

教育に関する事務に係る「米子市行政手続における特定の個人を
識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利
用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を
米子市議会 9 月定例会に提出することについて、地方教育行政の組
織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の
規定により、米子市教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 2 2 日

米子市教育委員会

米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年米子市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改		正		後	
別表第 1 （第 4 条関係）					
機 関		事 務			
1 ～ 5		〔省略〕			
6 教 育 委 員 会		米子市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱（令和 5 年 8 月 1 日施行）による就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって、規則で定めるもの			
7 教 育 委 員 会		米子市特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和 6 年 8 月 1 日施行）による学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号）第22条の 3 に規定する障害の程度に該当し、又は特別支援学級に就学する学齢児童又は学齢生徒の就学のため必要な経費の支給（以下「就学奨励費支給」という。）に関する事務であって、規則で定めるもの			

別表第 2 （第 4 条関係）					
機 関		事 務		特定個人情報	
1 ～15		〔省略〕			
16 教 育 委 員 会		就学援助に関する事務であって、規則で定めるもの		就学奨励費支給に関する情報であって、規則で定めるもの	
17 教 育 委 員 会		就学奨励費支給に関する事務であって、規則で定めるもの		就学援助に関する情報であって、規則で定めるもの	

改		正		前	
別表第 1 （第 4 条関係）					
機 関		事 務			
1 ～ 5		〔省略〕			
6 教 育 委 員 会		米子市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱（令和 5 年 8 月 1 日施行）による就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって、規則で定めるもの			
〔新設〕					

別表第 2 （第 4 条関係）					
機 関		事 務		特定個人情報	
1 ～15		〔省略〕			
〔新設〕					
〔新設〕					

別表第3（第5条関係）

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
1・2 [省略]			
3 教育 委員会	就学援助に関する事務であって、規則で定めるもの	[省略]	[省略]
4 教育 委員会	就学奨励費支給に関する事務であって、規則で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって、規則で定めるもの (1) 住民票関係情報 (2) 地方税関係情報 (3) 生活保護関係情報

備考 表中の [] の記載は、注記である。

別表第3（第5条関係）

情報照会 機関	事務	情報提供 機関	特定個人情報
1・2 [省略]			
3 教育 委員会	米子市要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助実施要綱による就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって、規則で定めるもの	[省略]	[省略]

[新設]

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 4 1 号参考資料

件 名	米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
改 正 理 由	行政手続の簡素化による市民の負担軽減を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、教育委員会が、個人番号を利用することができる事務として、特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務を追加するとともに、当該事務における特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、改正しようとするものです。
改 正 内 容	1 教育委員会が個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために市長が提供することができる特定個人情報として、次のとおり追加するものとする。（改正後別表第 1 の 7 の項、改正後別表第 2 の 17 の項及び改正後別表第 3 の 4 の項関係） (1) 個人番号利用事務 小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する学齢児童若しくは学齢生徒又は特別支援学級に就学する学齢児童若しくは学齢生徒の就学のため必要な経費の支給（以下「就学奨励費支給」という。）に関する事務であって、規則で定めるもの (2) (1)の事務を処理するために教育委員会が利用することができる特定個人情報 特別支援教育就学奨励費交付要綱（令和 6 年 8 月 1 日施行）による学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する情報 (3) (1)の事務を処理するために市長が提供することができる特定個人情報 ア 住民票関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 外国人生活保護関係情報 2 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行することとする。

参 考 法 令	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第5号） 3 米子市特別支援教育就学奨励費交付要綱（令和6年8月1日施行）
参 考 事 項	1 改正の趣旨 個人番号を利用することができる事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項及び別表に定められているが、これらに加え、同条第2項において、地方公共団体の執行機関は、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものに個人番号を利用することができるとされている。 なお、市長と教育委員会は、それぞれ同一地方公共団体の他の執行機関に当たるため、一方の執行機関の個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として、他の執行機関の個人番号利用事務に係る特定個人情報を提供する場合は、法第9条第2項及び第19条第11号の規定に基づき、条例で定めることが必要とされている。 2 施行時期 今回の改正による特別支援教育就学奨励費に関する事務に係る法第19条第9号の規定による情報提供ネットワークシステムを使用しての特定個人情報の照会又は提供については、本件一部改正条例の議決後、国の個人情報保護委員会に届け出ることにより可能となる。 同委員会のスケジュールによれば、令和6年9月定例会において議決後、同年10月中旬までに当該届出を行うことにより、令和7年6月を目途に、情報提供ネットワークシステムを使用しての特定個人情報の照会又は提供が可能となる。 3 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務の概要 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費について、一部を援助すること。

議案第 4 2 号

米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

教育に関する事務に係る「米子市体育施設条例の一部を改正する条例」の議案を令和 6 年米子市議会 9 月定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、米子市教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 8 月 2 2 日

米子市教育委員会

米子市体育施設条例の一部を改正する条例

米子市体育施設条例（平成１７年米子市条例第８３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第２（第９条、第10条の２、第20条関係） (1)～(3)　〔省略〕 備考 １～８　〔省略〕 ９　米子市淀江体育館、 <u>米子市営東山陸上競技場</u> 若しくは米子市営 <u>東山球技場</u> の会議室又は米子市民球場の会議室、研修室、更衣室、記者室、本部室、審判員休養室、記録室、審判員室、入場券販売室若しくは放送室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該各室の使用料の額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。 (1)・(2)　〔省略〕 10～23　〔省略〕	別表第２（第９条、第10条の２、第20条関係） (1)～(3)　〔省略〕 備考 １～８　〔省略〕 ９　米子市淀江体育館 <u>若しくは米子市営東山陸上競技場</u> の会議室又は米子市民球場の会議室、研修室、更衣室、記者室、本部室、審判員休養室、記録室、審判員室、入場券販売室若しくは放送室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該各室の使用料の額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。 (1)・(2)　〔省略〕 10～23　〔省略〕
備考　表中の〔　〕の記載は、注記である。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号参考資料

米子市体育施設条例の一部を改正する条例

(改正理由)

米子市営東山球技場の会議室に冷房設備及び暖房設備を設置することに伴い、当該冷房設備又は暖房設備を使用する場合には、その使用に応じた額を当該会議室に係る使用料の額に加算することとするため、改正しようとするものです。

(改正内容)

- 1 米子市営東山球技場の会議室において冷房設備又は暖房設備を使用する場合は、当該会議室の使用料の額に、次の(1)又は(2)に掲げる割合を乗じて得た額を加算することとする。(別表第2の備考第9項関係)
 - (1) 冷房設備を使用する場合 100分の50
 - (2) 暖房設備を使用する場合 100分の30
- 2 この条例は、公布の日から施行することとする。

(参考事項)

本年度、米子市営東山球技場の会議室に冷暖房設備を新設し、及び供用を開始する予定としている。

これに伴い、当該会議室において冷暖房設備を使用する場合には、当該会議室の使用料の額に、その使用に応じた額を加算して徴収することとし、その額は、既に冷暖房設備の使用に応じた額を加算して使用料を徴収している米子市淀江体育館及び米子市営東山陸上競技場の会議室並びに米子市民球場の会議室等に係る当該使用料の算定と同様の方法により算定した額とすることとする。

報告第 7 号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、別紙のとおり、同条第 2 項の規定により議会に報告する。（米子市議会 9 月定例会提出分）

令和 6 年 8 月 22 日

米子市教育委員会

報告第 号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

令和6年9月3日提出

米子市長 伊 木 隆 司

- 1 処 分 件 名 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 2 処分年月日 令和6年8月9日

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 9 日

米子市長 伊 木 隆 司

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上市の義務に属する物損事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を決定する。

1 和解の概要

市側の過失割合を 1 0 割とし、及び市の損害賠償額を 2 6 万 7 , 3 7 5 円とし、市は、相手方甲に損害賠償額の全額を支払う。

2 相 手 方

(1) 甲 米子市在住の個人

(2) 乙 米子市在住の個人

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日 令和 6 年 7 月 5 日

(2) 事故発生場所 米子市義方町 9 番 2 0 号 米子市立義方小学校敷地内

(3) 事 故 の 状 況 午前 1 1 時頃、上記場所に設置されていた照明柱が腐食により倒壊し、当該照明柱が、当該場所に相手方乙が駐車させていた相手方甲所有の小型乗用自動車に当たり、当該自動車を損傷させたもの。人身事故なし。

令和6年8月22日

令和6年

第11回米子市教育委員会定例会議案

(当日追加分)

米子市教育委員会

令和 6 年第 1 1 回米子市教育委員会定例会議案

目 次

報告第 8 号 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理
の報告について

報告第 8 号

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（平成 17 年米子市教育委員会規則第 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 6 年 8 月 22 日

米子市教育委員会

1 臨時代理した事項

（１）米子市教育委員会事務局職員の人事異動について

（２）内容

令和 6 年 9 月 1 日付け米子市教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおりとする。

2 臨時代理を行った日

令和 6 年 8 月 20 日

3 臨時代理を行った理由

米子市教育委員会事務局職員の人事異動について、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため。

令和6年9月1日付 人 事 異 動 表

※ 課長補佐級

区 分	新 任	旧 任	氏 名
異 動	こども総本部こども支援課長補佐 兼子育て支援担当課長補佐 福祉政策課兼務 (教育委員会事務局併任)	監査委員事務局長補佐 兼監査担当事務局長補佐	田 中 喜 之
異 動	経済部文化観光局 スポーツ振興課長補佐 兼スポーツ振興担当課長補佐	こども総本部こども支援課長補佐 兼子育て支援担当課長補佐 福祉政策課兼務 (教育委員会事務局併任)	松 永 祐 樹
異 動	(教育委員会発令) 学校給食課長補佐	総務部職員課付課長補佐	藤 岡 聡

※ 係長級

区 分	新 任	旧 任	氏 名
異 動	こども総本部こども政策課係長 (教育委員会事務局併任)	都市整備部建築相談課係長	砂 場 雄一朗

※ 主任級

区 分	新 任	旧 任	氏 名
異 動	都市整備部建築相談課主任	こども総本部こども支援課主任 (教育委員会事務局併任)	小 谷 愛 己
採 用	こども総本部こども施設課主任 (教育委員会事務局併任)		野 川 翔 平

※ 主事級

区 分	新 任	旧 任	氏 名
採 用	こども総本部こども支援課主事 (教育委員会事務局併任)		高 橋 晃 大